

会議の名称	産業建設委員会 協 議 会	開催月日・令和6年9月25日 開会時間・午前・午後11時53分 閉会時間・午前・午後00時08分
出席者	栗津 明 花村 隆 藤川 貴雄 後藤 國弘 後藤 徹 佐藤 健	
欠席者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍聴者		
説明のために出席した者	石黒副市長 吉村市長室長 藤井建設部長 山田上下水道部長 上坂土木監理課長 箕浦土木監理監理担当課長 小川土木監理 課長補佐 木村経営課長 野村経営課主幹 中島工務課長 豊 田浄化センター所長 鈴木工務課主幹 谷口工務課長補佐 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	1 付託案件の審査 議第59号 令和6年度羽島市水道事業会計補正予算（第2号） 議第60号 市道路線の変更について 議第61号 市道路線の認定について 2 その他	

【開会＝午前 11 時 53 分】

栗津委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。
本日の委員会に報道関係から傍聴の申し込みがあります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願ひいたします。
本委員会に付託されました議案については、お手元に配布した通りであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑答弁をお願いします。
また執行部におかれましては、発言する前には挙手、マイクを使用し職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いします。
最初に第 59 号「令和 6 年度羽島市水道事業会計補正予算」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

佐藤委員

議案書 42 ページ、配水施設改良費に 4,100 万円の案となっているが、この補正を含む前提としての法的な根拠は何に基づいているか、お尋ねをいたします。

経営課長

配水管の布設がないところに給水装置新設の申し込みがあり、「水道法」による給水義務についての第 15 条第 1 項と、「羽島市水道事業給水条例」による給水区域についての第 2 条第 2 項に基づき、本年度に配水管延長工事を行うものです。

花村委員

今あったように布設工事請負費であるという説明でしたが布設場所はどこですか。

工務課長

地域井戸等から上水道への切り替え申請で、大規模な配水管の延長工事が必要となる申請が 2 件あり、足近町直道及び 1 丁目地区と正木町大浦地区です。

花村委員

それらの工事延長と工事の内訳はどういうふうになりますか。

工務課長

足近町直道及び 1 丁目地区が施工延長約 370m で約 2,500 万円、正木町大浦地区が施工延長約 200m で約 1,500 万円、合計 4,000 万円の配水管布設工事です。

	(質疑なし)
粟津委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	(討論なし)
粟津委員長	採決を行います。第 59 号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
粟津委員長	異議なしと認め議第 59 号は原案の通り可決することに決しました。 次に第 60 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
花村委員	今回の市道路線の変更、この原因となったのが橋の撤去という話でありましたけども、橋についてお尋ねをいたします。建設年、橋の幅及び長さはどれだけですか。
土木監理課監理 担当課長	建設した年は不明でございます。橋の幅員は 1.7m で、長さは 10.5m でございます。
花村委員	この橋を改修ではなく撤去と判断した根拠は何ですか。
土木監理課監理 担当課長	法定点検の結果、桁の腐食が著しく進行しており、改修するためには工事請負費が膨大となります。また、橋の幅員が狭小であることから、近隣住民への聞き込みの結果、周辺住民の利用頻度や通過交通量も著しく少なく、上下流に集約が可能である橋が近接しているため、撤去することが妥当であると判断したものでございます。
花村委員	その撤去工事はいつ行いましたか。また、撤去工事費はどれだけかかりましたか。
土木監理課監理 担当課長	撤去工事は令和 5 年度に実施しました。また、撤去工事費は 314 万 6,000 円でございます。
花村委員	この橋がなくなることで周辺住民の利便性が損なわれる

土木監理課監理 担当課長	<p>ことになりすけども、周辺住民への理解はどのように取られましたか、また撤去の周知はどのようにされましたか。</p> <p>周辺住民及び近接地区の自治委員に対し個別に説明を行いました。周辺住民の利用頻度は非常に少ないことから、撤去に対しご理解を得ることができました。撤去後は橋端部付近に注意喚起の看板、ガードレール及び視線誘導標を設置し、周知とともに安全対策を施しました。</p>
粟津委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
粟津委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 60 号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
粟津委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 60 号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に第 61 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方をご発言願います。</p>
藤川委員	<p>議案書 53 ページ、議第 61 号市道路線の認定についてお尋ねいたします。議案書 56 ページに認定図があります。</p> <p>飯柄南 49 号線につきまして、クランクした形状の道路となっていますけれども、このような道路の形状の道路を認定することになった背景についてお聞かせください。</p>
土木監理課監理 担当課長	<p>この路線は宅地開発に伴い造成された道路でございます。開発した土地の形状が不整形であることから、分譲地を均等にするためにクランクする道路線形とされたと聞き及んでおります。</p>
花村委員	<p>今質問ありました飯柄南 49 号線についてですけども、答弁あったように、住宅開発に伴うということであります。この市道築造によって何平方メートル、何戸分の建設用地が造成される予定ですか。</p>
土木監理課監理	<p>宅地面積は約 2,000 m²で、10 戸分を予定されております。</p>

担当課長	
花村委員	これから宅地ということでありませうけれども、宅地となる前の地目は何でしたか。
土木監理課監理 担当課長	申請によりますと、雑種地、田、畑でございます。
栗津委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
栗津委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 61 号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。
栗津委員長	<p>ご異議なしと認め議第 61 号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして、産業建設委員会を終了いたします。ここで執行部は退席いただいて結構でございます。</p>
栗津委員長	<p>続いて協議会を開催いたします。産業建設委員会の行政視察について確認し、報告します。当委員会の行政視察は、現在のところ茨城県つくば市にあります、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において、「スマート農業について」が決定していますが、その他の視察地は現在、調整中でございます。</p> <p>視察実施にあたり、令和 6 年 6 月 20 日に開催されました正副委員長会議におきまして、議長より、行政視察は地方自治法、会議規則のほか、「議員活動に関する申合せ事項」第 20 から、「行政視察についての確認事項」により「公費にて行う」「委員会の調査活動」であることを理解していた</p>

【委員会閉会＝午後 00 時 03 分】

【協議会開会＝午後 00 時 04 分】

	<p>だくよう伝達がありました。委員におかれましてはご理解の上臨まれますようお願いいたします。</p>
藤川委員	<p>一か所決まってるということですが、他に候補というか予定はありますか。</p>
議会総務課長	<p>先週、野田市に行政視察の依頼を出しまして、返事待ちの状態です。野田市が決まり次第、次にサイクリングでいくつか候補ありますので、横須賀市と成田空港の近くにある石岡市だったか、霞ヶ浦のサイクリングロードがあるところと、宇都宮市の3つが近場なので、その中から野田市の状況を見て依頼していきます。</p>
	<p>(「野田市のテーマは何ですか。」と呼ぶものあり)</p>
議会総務課長	<p>野田市は農業で、その中でもブランド化の関係です。意見交換会のテーマが農業ということで。</p>
粟津委員長	<p>では、できるだけ早く決めてください。日程は皆さん分かっていますか。</p>
議会総務課長	<p>10月30日、31日、11月1日です。</p>
粟津委員長	<p>以上で産業建設委員会協議会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。本日はご苦勞様でございました。</p>
<p>【協議会開会＝午後 00 時 08 分】</p>	